

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## ◇告 示 目 次

- ◆告 示 新たに生じた土地の確認  
町の区域の変更  
町の区域の新設等
- ◆国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- ◆国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理
- ◆国民健康保険薬剤師等の登録があつたものとみなされるもの
- ◆土地配分計画の作成
- ◆肥料の登録
- ◆肥料の登録の有効期間の更新
- ◆保安林の指定の解除
- ◆土地改良事業の認可
- ◆土地区画整理法による換地処分(二件)
- ◆職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◆管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◆正 誤 昭和四十九年十月鳥取県告示第九百十三号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第千百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、米子市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和四十九年八月十日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
米子市西町四二、四二の一、六八の一及び六八の四並びに六八及び六八の四と一体をなす国有地並びに久米町二五九及び二六〇並びに九一、九二、二五四の七、二五四の九から二五四の一まで、二五四の一七、二五四の二〇及び二五八と一体をなす国有地地先	一丁八、七四二・〇〇 平方メートル
米子市内町一七一の一及び一七二の一から一七二の三までと一体をなす国有地地先	二、二五五・九〇 平方メートル
新たに生じた土地の位置(昭和四十八年三月十日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
米子市祇園町二丁目二七の一、二七の一五、三三	

の一、三三三の三、二四二の二、二四二の二六及びこれらと一体をなす国有地並びに陰田町六一五の一、六一五の三、六一六の一及びこれらと一体をなす国有地地先

一一、三一九・〇〇  
平方メートル

鳥取県告示第千百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町の名	同上の区域（昭和四十九年八月十日現在の地番による。）
西町	西町の全域並びに西町四二、四二の一、六八の一及び六八の四並びに六八及び六八の四と一体をなす国有地並びに久米町二五九及び二六〇並びに九一、九二、二五四の七、二五四の九から二五四の一まで、二五四の一七、二五四の二〇及び二五八と一体をなす国有地地先一一八、七四二・〇〇平方メートル
内町	内町の全域並びに内町一七一の一及び一七二の一から一七二の三までと一体をなす国有地地先二、二五五・九〇平方メートル

区域を変更する町の名

同上の区域（昭和四十八年三月十日現在の地番による。）

祇園町二丁目

祇園町二丁目の全域並びに祇園町二丁目二七の一、二七の一五、三三三の一、三三三の三、二四二の二、二四二の二六及びこれらと一体をなす国有地並びに陰田町六一五の一、六一五の三、六一六の一及びこれらと一体をなす国有地地先一一、三一九・〇〇平方メートル

鳥取県告示第千百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第四項後段の規定による末恒団地第二土地区画整理事業（第二工区）及び末恒団地第三土地区画整理事業（第一工区）の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町の名	同上の区域（昭和四十九年五月八日現在の地番による。）
	三津字入江八〇二の三、八〇四の一、八〇五の二、八〇六の一、八二二の一、八二三の二〇、八二三の一、八一四の

美萩野二丁目

一、八一五の一、八一五の七、八一六の二から八一六の三まで、八一七、八一八、八一九の一、八二〇、八二六の二、八二八の一、八二九の一、八三〇の一、八三一、八三二の一、八三三の一、八三四の一、八三五の二から八三五の三まで、八三六の二、八三八の二、八三九の一、九四五及びこれらと一体をなす国有地並びに三津字赤瀬九二〇の三

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（昭和四十九年五月八日現在の地番による。）

美萩野一丁目

三津字入江八〇六の二、八〇六の三、八〇七の一、八〇七の四、八〇七の五、八〇九の一、八〇九の三、八〇九の五、八一の一から八一の一の四まで、八一二の二から八一二の五まで、八一三、八一三の二から八一三の九まで、八一三の二から八一三の九まで、八一四の二、八一四の三、八一五の二から八一五の六まで、八三九の二、八三九の三、八四一、八四一の二、八四一の四から八四一の六まで、八四二の一から八四二の四まで及びこれらと一体をなす国有地、三津字番屋敷八九七の二から八九七の五まで、八九八の三から八九八の六まで、八九九の四から八九九の七まで、九〇〇の一から九〇〇の四まで、九〇一の一部、九〇二、九〇三、九〇四の二から九〇四の五まで、九〇五の一、九〇五の二及び九〇六、三津字山崎九〇七の一、九〇七の三、九〇七の六、九〇七の七、九〇八の一、九〇九の二、九一三の三から九一三の五まで及びこれらと一体をなす国有地、伏野字焼山ノ一一五〇の一、一五三の三、一五三の七、一五三の八、一五三の

一二から一五三の一四まで及びこれらと一体をなす国有地、伏野字塚松ノ上一五一、一五二、一七八〇の一、一七八一の二、一七八二の二、一七八三の一、一七八三の四、一七八四の二、一七八四の二、一七八五、一七八六、一七八七の一、一七八七の二、一七八八の一及びこれらと一体をなす国有地、伏野字中ノ茶屋裏一七七三の二から一七七三の五まで、一七七六の二、一七七六の一四、一七七六の一六及び一七七六の一七並びに美萩野一丁目の全域

三津字入江

三津字入江のうち八〇二の三、八〇四の一、八〇五の二、八〇六の二から八〇六の三まで、八〇七の一、八〇七の四、八〇七の五、八〇九の一、八〇九の三、八〇九の五、八一の一から八一の一の四まで、八一二の二から八一二の五まで、八一三、八一三の二から八一三の九まで、八一四の二から八一四の三まで、八一五の二から八一五の七まで、八一六の二から八一六の三まで、八一七、八一八、八一九の一、八二〇、八二六の二、八二八の二、八二九の一、八三〇の一、八三一、八三二の一、八三三の一、八三四の一、八三五の二から八三五の三まで、八三六の二、八三八の二、八三九の二から八三九の三まで、八四一、八四一の二、八四一の四から八四一の六まで、八四二の二から八四二の四まで、九四五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

三津字番屋敷

三津字番屋敷のうち八九七の二から八九七の五まで、八九八の三から八九八の六まで、八九九の四から八九九の七まで、九〇〇の二から九〇〇の四まで、九〇一の一部、九〇

三津字山崎	二、九〇三、九〇四の二から九〇四の五まで、九〇五の一、九〇五の二及び九〇六以外の区域 三津字山崎のうち九〇七の一、九〇七の三、九〇七の六、九〇七の七、九〇八の一、九〇九の二、九一三の三から九一三の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字赤瀬	三津字赤瀬のうち九二〇の三以外の区域
伏野字焼山ノ一	伏野字焼山ノ一のうち一五〇の一、一五三の三、一五三の七、一五三の八、一五三の一二から一五三の一四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
伏野字塚松ノ上	伏野字塚松ノ上のうち一五二、一五二、一七八〇の一、一七八一の一、一七八二の二、一七八三の一、一七八三の四、一七八四の一、一七八四の二、一七八五、一七八六、一七八七の一、一七八七の二、一七八八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
伏野字中ノ茶屋裏	伏野字中ノ茶屋裏のうち一七七三の二から一七七三の五まで、一七七六の二、一七七六の一四、一七七六の一六及び一七七六の一七以外の区域

鳥取県告示第千百十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があ

つたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
境港市日曜休日応急診療所	境港市湊町一番地	昭和四十九年十一月十五日

鳥取県告示第千百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
境港市日曜休日応急診療所	境港市湊町一番地	全国	昭和四十九年十一月十五日

鳥取県告示第千百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥取薬第 二九七号	御 船 政 明	昭和四十九年十一月五日
〃 二九八号	大 呂 和 子	〃 十三日
鳥取医第一、九一九号	浅 野 環	〃 十四日
〃 一、九二二号	白 石 真 博	〃

鳥取県告示第千二百二十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区分	地区名	所在地			増反者	備考
		郡	町	大字		
土地	由良	東伯	大栄	西高尾	予定売渡面積 （平方メートル）	
土地	由良	東伯	大栄	西高尾	一一	八五六
土地	由良	東伯	大栄	妻波	七	四六六
土地	由良	東伯	大栄	妻波	一	三三三
土地	大山演習場	西伯	中山	岡	一	二二四
土地	溝口外二（大平原）	日野	溝口	金屋谷	一	一、〇一〇

鳥取県告示第千二百二十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量 （パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四一五号	東郷町製複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 五・〇 うち 水溶性加里 四・六	東伯郡東郷町大字中興寺 三四三番地 東郷町農業協同組合 組合長理事 清水滋雄

鳥取県告示第千二百二十三号 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定に	鳥取県 第四一六号	かにがら粉末一号	窒素全量 りん酸全量	四・〇 四・〇	境港市大正町一一六の四 株式会社 小林商店 代表取締役 小林嘉久
	鳥取県 第四一七号	かにがら粉末二号	窒素全量 りん酸全量	四・〇 二・〇	境港市大正町一一六の四 株式会社 小林商店 代表取締役 小林嘉久
	鳥取県 第四一八号	魚廃物加工肥料	窒素全量 りん酸全量	四・〇 三・〇	境港市上道町二二三三 有限公司 弓浜海産物商會 代表取締役 角 至
	鳥取県 第四一九号	八東梨複合肥料	窒素全量 アンモニア性窒素 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	八・〇 四・九 五・〇 三・五 三・一 七・〇 六・六	八頭郡八東町大字才代 一五七の一 八東農業協同組合 組合長理事 倉見誠一

に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第三九七号 二号	東伯梨複合肥料	窒素全量 一〇・〇 うち アンモニア性窒素七・〇 りん酸全量 八・〇 うち 可溶性りん酸 六・〇 うち 水溶性りん酸 四・八 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 七・〇	東伯郡東伯町徳万 五五八の一 東伯町農業協同組合 組合長理事 中本 基
鳥取県 第三九六号 一号	東伯梨複合肥料	窒素全量 九・〇 うち アンモニア性窒素六・〇 りん酸全量 八・〇 うち 可溶性りん酸 六・〇 うち 水溶性りん酸 四・八 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 七・〇	東伯郡東伯町徳万 五五八の一 東伯町農業協同組合 組合長理事 中本 基

鳥取県告示第千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県 第三九八号	混合石灰フミン マグカル	アルカリ分 く溶性苦土 五〇・〇 一〇・〇	鳥取市末広温泉町 七二四番地 鳥取県経済農業協同組合 連合会 会長 三橋 誠
--------------	-----------------	--------------------------------	--

一(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字渡り上り二 一七五七、一七五七の二

二(一) 保安林として指定された目的

風害の防備

三(一) 解除の理由

指定理由の消滅

二(一) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字中浜二四七五の二〇三から二四七五の二〇

七まで、二四七五の二五三、大字牧谷字砂浜六九〇の二〇〇、大字大

谷字東町田浜二一八二の二五九、二一八二の二六〇

二(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三(一) 解除の理由

指定理由の消滅

三(二) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字吉田屋敷上一五五一の一、一五五一の三、

一五五一の一三、一五五二の二、字市坂一五七九の一から一五七九の

三まで、一五八〇の一から一五八〇の三まで、福部村大字湯山字直浪

二一五二、二一五四、二一五五

二(二) 保安林として指定された目的

魚つき

三(二) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千二百二十五号

河原町から申請のあつた町営土地改良（中井地区ほ場整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十二月四日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十六号

末恒団地第二土地区画整理事業（第二工区）施行地区の宅地について、

昭和四十九年十一月二十八日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土

地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三百三條第四項後段の規定

により告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十七号

末恒団地第三土地区画整理事業(第一工区)施行地区の宅地について、昭和四十九年十一月二十八日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥

取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十二の表中

	一等級
一九	一六
一九	一六

を

	一等級
一九	一六
一九	一九

に改

め、別表第三の十三の表中

	一等級
一四	一一
一四	一一

を

	一等級
一四	一一
一四	一一
別に定める。	
別に定める。	

に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十一月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
 管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。  
 別表の教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の高等学校の項中

百分の八のを

百分の十（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号。以下「特別措置条例」という。）第三条の規定により教職調整額が支給される職員の占める職にあつては、百分の八）

に改め、同表

百分の八を

百分の十（特別措置条例第三条の規定により教職調整額が支給される職員の占める職にあつては、百分の八）

に改める。

の教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の盲学校ろう学校養護学校の項並びに同表の市町村立学校の中学校小学校の項及び養護学校の項中

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十一月一日から適用する。

正 誤

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百十三号（保安林の予定森林について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁段	行	誤	正
一	上終わりから三	四一四から四二三の二まで	四一四から四二三まで、四二二
〃	下十一	四九五の一、四九六、四九六の一	四九五の一、
三	上十	五二六次二、五三〇の一	五二六次二
〃	〃 十一～十三	五五七次二、五五七次五、五六〇、五六四次三から五六四次六まで、字葛原五六六、五六六次一	五六〇、五六四次四、五六四
〃	〃 十四	字東谷口五七〇、	字東谷口
〃	〃 上二十四	六四四の一から六四四の四まで	六四四の一から六四四の三まで
〃	〃 下一	八六八の一から八六八の三まで	八六八の一、八六八の二
四	上 四～五	九二〇から九二五まで	九二〇から九二三まで

〃	〃	五〇六	九二八から九三二の一まで	九二八、九二九、九三二、九三三の一
五	下	五	四三七、四三八	四三七
六	上	七	六〇三から六一五まで、六一八から六五三まで	六〇三から六一一の三まで、六一三から六一五まで、六一八から六四九まで、六五一から六五三まで
〃	〃	八〇九	六六六から六七三まで	六六六から六七二まで
〃	〃	九	六七五から六九七まで	六七五から六九四まで、六九六、六九七
〃	〃	十六〇十七	七四八から七五八まで	七四八から七五五まで、七五七、七五八
〃	〃	十七〇十八	七五九から七六六まで、七六六次一	七五九から七六六まで
〃	〃	十八〇十九	七六八から七七四まで	七六九から七七四まで
〃	〃	二十	七八六から七九六まで	七八六から七九二まで、七九四、七九五
〃	下	四〇五	八七三から八八三まで	八七五から八八三まで
〃	〃	五	八八八から八九四まで	八八八、八八九、八九一から八九四まで
〃	〃	八〇九	九二七の二、九二八	九二七の二
〃	〃	十一	九四九から九五四まで、九五五の一	九五〇から九五四まで
〃	〃	十五〇十六	一〇〇三から一〇一八まで	一〇〇三、一〇〇六から一〇一八まで

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

〔定価一部一箇月三百円(送料を含む。)]